

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成27年5月28日
【会社名】	レシップホールディングス株式会社
【英訳名】	LECIP HOLDINGS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉本真
【最高財務責任者の役職氏名】	専務取締役 山口芳典
【本店の所在の場所】	岐阜県本巣市上保1260番地の2
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年6月23日に提出いたしました第62期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社の米国連結子会社であるLECIPI INC.において、2012年7月に米国カリフォルニア州サンタモニカ市交通局と自動運賃收受システムの納入に関わる契約（案件総額722万ドル）を締結し、2014年3月には一部のハードウェア製品の納入に伴い、当製品に関連する売上（356万ドル）を計上いたしました。

その後、当該連結子会社が提供すべき製品・サービスのスケジュール及び範囲に関して、サンタモニカ市側と見直しに向けた協議を行うこととなり、2015年3月5日には、プロジェクトを仕切り直すために受領済み代金を一旦返金すること、提供すべき製品・サービスの範囲に関して2015年4月15日を期限として互いに誠意をもって協議を進めること、を定めた覚書を締結しましたが、交渉期限までに合意には至りませんでしたので、本契約の更新は不調に終わったとみなし、会計処理方法の検討を進めました。

その結果、本契約に関しては、上記の経緯を踏まえ、ハードウェア製品とソフトウェア製品を一体とみなして売上計上するべきであったと考え、平成26年6月23日に提出した有価証券報告書を以下のとおり訂正いたしました。

(1) 売上の取消

平成26年3月に計上したバス用運賃箱、精算装置等の売上3億59百万円とそれにかかわる利益の取消しを行いました。

(2) 在庫の評価減等

(1)の売上取消しによる棚卸資産の評価減78百万円等を計上いたしました。

(3) 個別財務諸表の訂正

(1)(2)のほかにLECIPI INC.に対する貸付金の評価等を見直しました。

これに伴い当社は、過年度の決算を訂正するとともに、平成26年3月期有価証券報告書、及び平成27年3月期第1四半期から平成27年3月期第3四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

訂正に至ることを防止できなかったのは、当社の全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスに係る内部統制に不備があったことが原因であります。

この結果、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記事項は当事業年度末日後に認識いたしましたため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、以下のとおり再発防止策を推進し、内部統制の改善及び充実に努め、法令順守の徹底に努めてまいります。

当社としましては、今回の過年度の決算を訂正する事態を真摯に受け止め、以下に掲げる再発防止策を確実に実行してまいります。また、売上計上規定の適用基準の整備等を含め、さらなる再発防止策を検討いたします。

(1) 海外子会社に対する親会社のコントロールの強化

決算訂正の対象となった今回の取引は、現地スタッフが主導して交渉を行っており、対応が後手に回った結果、全額返金を受け入れざるを得なかったという事態になりました。今後は、より迅速に親会社と情報を共有し、親会社関与の下で交渉等を行うようにいたします。

(2) 営業部門と経理部門の連携強化

今回の取引では、全額返金を行うことが決算に与える影響を検討しないまま、営業部門が主導して交渉を進めておりました。今後は、重要な非経常取引等を行う際には、当該取引が決算に与える影響を十分に検討することができるよう、営業部門と経理部門の連携を強化します。

(3) 重要な非経常取引の検討過程における社外専門家からの意見聴取の徹底

重要な非経常取引の検討過程において、より適切な会計処理の判断が行えるよう、今まで以上に社外専門家から意見を聴取し検討を行ってまいります。